来年度（平成２９年度）の介護等体験実施を希望する学生用

介護等体験の手引き

この資料は、**中学校の教員免許**を取得するために必要不可欠な「介護等体験（かいごとうたいけん）」について説明するものです。

「介護等体験」には、**手続きや事前の準備に決められた時期や期限があ**ることや、**申し込み後は原則として「変更」や「取りやめ」ができない**ことなど、様々な留意事項がありますので、中途半端な気持ちやなんとなくで申し込みをすることは避けてください。

本気で中学校の教員免許を取得しようと考えている学生のみ、この資料をよく読んだ上で、介護等体験の申し込みを行ってください。

平成２８年１０月
東京藝術大学 学生課

質問は、事務局１Ｆ 学生課 学務係 窓口まで！

メールでのお問い合わせも可能です：kaigo@ml.geidai.ac.jp

「介護等体験」とは？

【体験の目的】

「障がい者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験」を通じて、人の心の痛みのわかる教員や各人の価値観の相違を認められる心を持った教員を養成すること。

【体験場所と体験日数】

①老人ホームやデイサービスセンター、乳児院などの社会福祉施設に **５日間**
②養護学校や盲学校、ろう学校などの特別支援学校に **２日間**

①と②の合計で、７日間の体験を行います！

つまり、**必ず２カ所に行く**ことになります。

※①は、東京都または現住所の都道府県内の施設での体験となります（申込書を選択）

※②は、例年東京都内の下記６校のいずれかでの体験となります（申込書に希望を記入）

（青山特別支援学校　港特別支援学校、城北特別支援学校、水元特別支援学校、足立特別支援学校、青鳥特別支援学校）

①社会福祉施設（５日間）	＋	②特別支援学校（２日間）
東京都内の施設または現住所のある都道府県内の施設での体験 **※都道府県ごとに申込書が異なるので注意すること**		東京都内の６校の特別支援学校いずれかでの体験 **※申込みのときに６校の中から体験希望校を選ぶ**

【体験内容例】

- 施設利用者との会話、散歩の付き添い、レクリエーション参加
- 炊事、掃除、洗濯といった施設職員に必要とされる業務の補助
- 特別支援学校における生徒の学習補助、授業実施補助、行事運営

介護等体験の対象者について

本学では、中学校と高校の教員免許状を取得できますが、中学校の教員免許を取得しようとする学生は、必ず介護等体験を実施しなければなりません。

「高校の免許だけでいい」という学生には、介護等体験は不要です。

申し込みの流れについて

p.6～8 のＱ＆Ａ、最終ページの「介護等体験の流れ」も参照して下さい！

下記スケジュールの①～⑤の手続きを **すべて** おこなって下さい。

① 登録　　「介護等体験申込書」を提出

受付期間：１０月３日（月）～１１月１８日（金）１７：００まで

提出場所：〈上野校地〉事務局棟１Ｆ学生課学務係窓口

〈取手校地〉事務室窓口

※東京都以外の都道府県で５日間の体験を希望する場合は窓口に申し出ること

「①登録」と「②ガイダンス」は順不同です。

（ガイダンスを受けてから登録を行っても構いません）

② ガイダンス　　※以下の日程のいずれか１回に出席すること！

・１１月２日（水）18:00～18:45（場所：音楽学部５－１０９）

・１１月１０日（木）18:00～18:45（場所：美術学部中央棟 第１講義室）

③ 体験費用支払い

・日程：１２月中に振込　（詳細は掲示にてご案内します）

※登録をしていても費用を支払わない場合は、体験を辞退したとみなします

体験可能／不可能日程の変更受付（変更がない場合は手続不要）

①で提出した体験可能／不可能日程の変更を受け付けます。

発表された学事歴等を参照して、変更があれば申し出て下さい。

場所：事務局１Ｆ学生課学務係窓口

日程：４月上旬～中旬頃

④事前授業　　日程未定。４月～５月の予定。**必ず出席すること！！**

※欠席者は介護等体験を辞退したとみなします（費用は返金されません）

体験施設・日程の決定、発表（５月～７月頃随時）

⑤必要書類の受取・提出等　→　施設との連絡等　→　体験開始　～　体験終了

書類は学生課で受取。提出物は学生課または施設に提出。

※　どれか１つの手続きが欠けた場合でも、介護等体験は実施できません。

※　手続等の日程に都合が合わない場合は、事前に申し出てください。

※　手続等に関する連絡事項は、メールまたは掲示でお伝えします。

申し込み手続以外に必要な準備について

p.6～8 のＱ＆Ａ、最終ページの「介護等体験の流れ」も参照して下さい！

１．体験する年度の４月初旬に大学が行う健康診断を必ず受診してください。
未受診の場合、外部機関において自費で受診してもらいます。

２．麻疹（はしか）の抗体検査・ワクチン接種（各自で受けること）
結果等の書類については各自で保管しておいてください。
施設から提出を求められる場合もありますが、その際は、
個別に連絡致します。教職課程履修者は麻疹の抗体保有が必須。

３．保険未加入者は、保険に加入して下さい。
ほとんどの方は入学時に保険に加入しているので大丈夫です。
未加入者には、申込み受付後に、大学から連絡・案内をします。
加入されている方には特に連絡はしません。

４．体験施設によって、細菌検査（検便）が必要となります。
必要な場合、体験の１ヶ月前頃に検査を受けていただきます。
検査の詳細なタイミングや内容については個別に連絡致します。
必ず、連絡内容に従って細菌検査を受けてください。

体験費用について

介護等体験を受けるには、**費用がかかります**。
１２月中に振込となります（詳細は掲示でお知らせします）
【参考】昨年度の申込者の支払費用（都道府県別）
・東京：10,900 円　・神奈川：10,900 円　・茨城：8,600 円
・埼玉、千葉：8,100 円

※費用の内訳：社会福祉施設での体験手数料、介護等体験マニュアルノート代、
事務手数料
※振込手数料が 0～650 円程度かかります。
※どの都道府県の社会福祉施設で体験するかによって費用が異なります。

このほか、細菌検査費用や体験時の交通費・昼食代などは自己負担となります。保険未加入者は、保険加入のための費用も発生します。

体験中の授業について

出席できない場合は「公欠」となります。※集中講義は公欠になりません
各自で「公欠届」（用紙は各学部の教務係にあります）を事前に提出します。
（公欠届に記入 → 教務係で確認印をもらう → 授業の教員に提出）

「体験する場所」や「体験する時期」について

【体験する場所について】

・社会福祉施設（5日間）は、学生の現住所を元に施設が指定されます。
※住所の変更予定がある場合は申込書の該当欄に記入してください

・特別支援学校（2日間）は、港区・足立区・葛飾区・世田谷区にある学校が指定されます。

【体験する時期について】

社会福祉施設における5日間の体験については、予め「**体験が可能な週・不可能な週**」（不可能な週：試験・集中講義・藝祭・教育実習・冠婚葬祭などがある週）を「**介護等体験申込書**」に記入してもらいます。基本的には体験可能な週の中から体験日程が指定されます。

特別支援学校における2日間の体験については、予め「体験希望月」を「**介護等体験申込書**」に記入してもらいます。但し、特別支援学校での体験日程は、支援学校側の事情に基づき決定されるので、学生の希望通りになる可能性は高くありません。あくまで参考として、希望月の記入をしていただきます。

体験場所・体験時期ともに、指定された後は、原則として、
やむを得ない事情（病気事故・卒業に必要な試験・慶弔等）を除き、変更できません

体験日程の決定後、以下のような理由でも変更はできません！！

× 外部の仕事の依頼を受けてしまい体験日時と重なってしまった
× コンクールの日程と重なっていた、コンクール前なので練習したくなった
× 参加する講習会が体験日時と重なってしまった
× サークル活動の大会・本番と重なっていた

個人的な理由や事前に予想できたスケジュールを理由とする場合も日程の変更はできませんので、申し込み時によく考えて計画を立ててください。

Ｑ ＆ Ａ

体験日数について

５日間と２日間、両方実施しなければならないのでしょうか？

→そのとおりです。必ず社会福祉施設で５日間、特別支援学校で２日間という組み合わせで体験していただきます。過去にどちらか一方のみの体験を済ませている方は、学生課学務係にご相談ください。

体験日程について

体験日が決まった後に、日程変更はできるのでしょうか？

→体験日が決まった後の日程変更は、やむを得ない理由がない限りできません。そのようなことがないように、自分の予定をよく確認してから介護等体験申込書を提出してください。また、４月に計画書の内容の変更を受け付ける期間を設けますので、必要な方は変更の申し出をするようにしてください。

体験先および体験日程の決定・発表について

体験先や体験日程は、いつ頃どのように発表されるのでしょうか？

→体験先および日程については、５～７月頃に決定します。決定次第、メールや掲示等で連絡・発表します。

事前授業について

４月～５月に行われる事前授業とは何でしょうか？

→介護等体験では、体験を行う前に、教員による事前授業を受けることが義務づけられています。この授業を欠席した場合、体験を行うことができなくなります。

社会福祉施設や特別支援学校でどのようなことを行うのか、どのような人が施設を利用しているのか、体験を行うにあたっての心構え、注意事項などを教えて頂きます。**全員必ず出席してください**。欠席した場合は、介護等体験を辞退したとみなします。

事前授業にはどのように参加すればよいのでしょうか？

→４～５月にかけて複数回開催するので、その内のどれか１回だけに出席すればＯＫです。授業は１時間～１時間半ほどかかります。**遅刻・途中退室は厳禁**です。日程はメールや掲示等にてお知らせします。

はしか・健康診断・細菌検査について

はしかの抗体検査とワクチン接種・健康診断・細菌検査はなぜ受けなければならないのでしょうか？

→社会福祉施設や特別支援学校の利用者の中には、体が弱く病気にかかりやすい方もいるため、感染防止のために体験前の抗体保有が必要となっています。施設の方はこちらが思っている以上に敏感に考えていらっしゃいますので、十分に注意をしてください。

細菌検査とは何でしょうか？

→検便によって腸内細菌等を調べます。お近くの保健所や病院等で行っています。詳細は体験施設等が決定してからお伝えします。

はしかの抗体検査とワクチン接種・健康診断・細菌検査は全員受けなければならないのでしょうか？

■**はしかの抗体検査とワクチン接種**は文部科学省の指導により、教職履修者は必ず受けることになっています。**全員必ず**受けてください。

■**健康診断**は、診断結果を大学から介護等体験を行う施設に提出しますので、４月の時点で**全員必ず**受診して下さい。

■**細菌検査**は**指示された人のみ**、受けてください。
施設によって不要な場合があります。また、必要な場合でも体内の細菌状況を直近で知るために「体験実施日の１ヶ月以内に行うこと」などの制約があるため、先走って受診をしないでください。

はしかの抗体検査は過去にワクチンを接種したことがある場合は行わなくてもいいのでしょうか？

→過去にワクチン接種したことがある方も、必ず一度、抗体があるか検査してください。体質等の原因によって抗体がない・不十分である、または記憶違いの可能性があることが理由です。必ず抗体検査を行っていただき、抗体がない場合はワクチンの接種を行うようにして下さい。

今回初めてワクチンを接種する場合は、抗体検査を行わなくてもよいのでしょうか？

→今回初めてワクチンを接種する方も、接種後一ヶ月してから、抗体検査をしてください。一度のワクチン接種では抗体ができない可能性がある為です。抗体検査で「免疫なし」と判断された場合は、もう一度ワクチンを接種していただきます（このケースでもう一度接種した場合は、それで免疫ありとみなされます）。

保険について

保険について教えて下さい。

→介護等体験を実施するには、次の保険に加入している必要があります。

・自分がケガをしたときに適用されるもの
・他人にケガをさせてしまったときに適用されるもの
・他人のモノを壊してしまったときに適用されるもの

入学時にほとんどの方が加入する保険（下記の①）は上記をすべて満たしています。加入していない場合は、新年度４月に学生課で加入できるので、４月になってから介護等体験前までに必ず加入して下さい。

以下の①か②のどちらかに入っていればＯＫ！

①日本国際教育支援協会の
学生教育研究災害傷害保険・学研災付帯賠償責任保険
（学生課で加入可能）

②学生総合共済の学生賠償責任保険
（大学生協で加入可能）

その他

その他の注意事項はありますか？

→介護等体験の連絡事項は、基本的にメールまたは掲示板を利用してお伝えします。情報の見落としがないよう、定期的にチェックするようにして下さい。

また、緊急の連絡事項がある場合には、電話をかけさせていただくこともあります。出られなかった場合でも、留守番電話を聞くか、または折り返し連絡をして下さい。

メールについて

・介護等体験の手続きや準備を円滑に行うためにはメールでのやり取りが不可欠なので、介護等体験申込書に連絡の取りやすいメールアドレスを必ず記入するようにしてください。
・メールアドレスが変更になった場合は、速やかに申告してください。
・kaigo@ml.geidai.ac.jp からのメールが迷惑メールだと判断されないよう、ドメイン指定等の設定を確認してください。

介護体験の希望日程を考える際に参考にすること！！

学事歴も参照すること。

主な年間行事予定

※平成 28 年度による例

７月中旬	**【共通】前期試験**
７月下旬～８月上旬	**【共通】集中講義**
８月下旬～９月中旬	**〃**
９月上旬	**【共通】芸祭**
９月中旬～下旬	**【共通】大学院入試**
１０月～１２月	**【音楽】学内演奏会**
１１月中旬～下旬	**【音楽】合唱定期**
１１月下旬	**【音楽】吹奏楽**
１２月上旬～中旬	**【音楽】室内楽試験**
１２月中旬	**【共通】集中講義**
１２月下旬	**【音楽】メサイア公演**
１月以降	**【共通】後期試験等**

その他

【共通】教育実習

【美術】古美術研究旅行、各科研究旅行

【音楽】演奏会のＧＰなど

個人で応募するコンクール（ファイナリストに選出された場合も想定すること）・合宿などにも注意すること

学生の皆さんへ

ここまで読んで、それでも「介護等体験をして、中学校の教員免許を取得しよう」という固い意志を持つ学生のみ、この資料や掲示等にて指示する方法に従って、申し込み手続を行ってください。

このしおりに書かれていること以外にも、体験するにあたっては様々な注意事項や守らなければならないルールがあります。大学や体験先の学校・施設の指示に必ず従ってください。

介護等体験についてさらに詳しく知りたい方は、学生課学務係の窓口までお越しください。質問等ありましたら、お気軽にどうぞ。

平成２９年度　介護等体験の流れ（チェックシート）

※多くのことはメールや掲示板にてお知らせしますので、定期的に確認してください。

（美術学部：　中央棟1階、取手事務室前　　音楽学部：　５－１０９前）

以下の手続きを怠ると、介護等体験は行えません。ひとつずつ確実に行い、進捗をチェックしていってください。

<table>
<tr><th colspan="2">時期</th><th>必要な手続き等</th></tr>
<tr><td rowspan="4">平成２８年度

体験実施
前年度</td><td>10月3日～11月18日</td><td>□登録（「介護等体験申込書」を上野校地学生課または取手校地事務室に提出）</td></tr>
<tr><td>11月2日・11月9日</td><td>□ガイダンス（２回のうちどちらかに出席）
① 11/2(水)18：00～ 音楽学部5-109　② 11/10(木)18：00～美術学部中央棟第１講義室</td></tr>
<tr><td>１２月中</td><td>□費用支払い（振込。掲示で詳細をお知らせします）</td></tr>
<tr><td>１２月～３月</td><td>□はしか抗体検査・ワクチン接種（各自で受ける）</td></tr>
<tr><td rowspan="11">平成２９年度

体験実施年度</td><td>４月上旬</td><td>□健康診断の受診（大学で実施する健康診断を必ず受診する）</td></tr>
<tr><td>４月上旬～中旬</td><td>□体験可能／不可能日程 変更受付期間【注記１】</td></tr>
<tr><td>４月以降</td><td>□入学時に保険に加入していない者は、保険に加入する（学生課で加入可能）</td></tr>
<tr><td>４月～５月</td><td>□事前授業の受講
※４月～５月に行われる事前授業のいずれか１回を受講すること（計４回実施予定）
※詳細はメールや掲示等にてお知らせします</td></tr>
<tr><td rowspan="10">５月～１２月</td><td colspan="2">※社会福祉施設体験（5日間）と特別支援学校体験（2日間）の両方の手続・体験が必要で</td></tr>
<tr><td>社会福祉施設体験（５日間）
必要な手続き等</td><td>特別支援学校体験（２日間）
必要な手続き等</td></tr>
<tr><td>□体験日程決定・資料受け取り

埼玉県で行う場合：５月～７月
千葉県で行う場合：５月下旬
栃木県で行う場合：５月下旬
茨城県で行う場合：６月
神奈川県で行う場合：６月下旬
東京都で行う場合：６月下旬</td><td>□体験日程決定・資料受け取り

５月～７月頃に随時。
体験日程が決まっていても、資料が配布できない場合もあります。資料の準備ができ次第、個別に連絡致します。</td></tr>
<tr><td>□細菌検査受診
※指定された方のみ【注記２】</td><td rowspan="3">提出物は基本的にありません
（ある場合は個別に連絡します）</td></tr>
<tr><td>□必要書類の提出（学生課学務係へ）

・施設に渡す自己紹介票
・細菌検査結果書（指定された方のみ）

※提出物は体験先施設に持参する場合もあります【注記３】</td></tr>
<tr><td>□体験先施設への事前連絡
※指定された方のみ【注記３】</td></tr>
<tr><td>□事前オリエンテーション
※体験先施設にて
※指定された方のみ【注記３】</td><td>□事前オリエンテーション
※体験先の特別支援学校にて
※指定された方のみ【注記３】</td></tr>
<tr><td>□介護等体験実施
□体験が終わったら：証明書提出
（証明書を体験先施設から受領し、学生課学務係に提出）

《体験実施時期》
概ね７月～１２月（５日間）
※都道府県によっては６月や１～２月の場合もあります
※日程はほとんどの場合、月～金の連続する５日間です</td><td>□介護等体験実施
（特別支援学校の証明書は施設から大学に直接届くので提出不要です）

《体験実施時期》
概ね６月～２月（２日間）
※都合により６月以前や２月以降になることがあります
※日程は２日間が連続しない場合も多いです</td></tr>
</table>

注記１　３月～４月にかけて学事歴が発表されるので、体験可能週・不可能週を変更したい場合は学生課窓口に申し出てください。
　　受付期間は４月上旬～中旬の予定です。詳細は、メールや掲示等でお知らせします。

注記２　指定された方のみ各自で受診し、その結果を指示に従って提出してください。
　　受診が必要かどうか、いつ受診するのか、結果をどこに提出するのか等のことは、配付資料等にてお知らせします。

注記３　詳細はメールや配付資料等にてお知らせします。

※上記の手続日程等は変更される場合があります。変更の連絡を見落とさないよう注意してください。

※大学で行う学生定期健康診断を受けなかった場合は、自費で病院や保健所等で受診し、診断書を提出していただくことになります。
**　費用も時間もかかるので、大学で行う学生定期健康診断を必ず受診してください。**

介護等体験の実施証明書について

体験日数が１日でも不足すると、証明書が発行されません。
証明書の提出をしないと、中学の教員免許状を取得することはできません。
証明書は再発行されません。忘れずに、紛失せずに、学生課学務係に提出してください。